

# 農業共済事業が 養父市と事務を共同化!! 南但広域行政事務組合へ移行します!



農業共済事業は、平成 17 年の朝来市発足以来、市の事務として市役所農業共済課が業務を行ってきましたが、4 月 1 日から組織再編され、「南但広域行政事務組合」で養父市と事務の共同処理をすることになりました。

**新名称** 南但広域行政事務組合農業共済事務所  
(南但建物農機具共済推進協議会)

**住所** 朝来市和田山町和田山 372 - 1

**電話番号** ☎ 672 - 5500

※当分の間は、現在の朝来市役所南庁舎に事務所を置きます。

## なぜ広域化するの？



農業共済(NOSAI)のマスコットキャラクター「ノーサイ君」

農家の助け合いを基本とした保険事業である農業共済事業を、広域化することで共済資源量を増やし、経営基盤の強化や安定を図るためです。

近年、農業を取り巻く環境が変化し、朝来市と養父市の両市の将来の共済資源量は、減少傾向にあります。

農業共済事業は、昭和 62 年から朝来郡広域行政事務組合で共同処理を行っていたように、もともと広域で事業を行ってきたということもあり、両市は平成 20 年から、事務の広域化に向け研究や協議を重ねてきました。

その結果、共済資源量を増加させ、経営基盤の強化や安定を図ることで農家の保護につなげようと、この事業を広域化することになりました。

## 南但広域行政事務組合で取り扱う農業共済事業は？



従来どおり(水稻、家畜、大豆、ガラス・プラスチックハウス、建物、農機具)です。

農業共済事業は、加入者が受けた自然災害による損害を補償するために「農業災害補償法」で定められた保険事業。農作物共済(水稻・麦)、家畜共済(牛・豚)、畑作物共済(大豆)、園芸施設共済(ガラス・プラスチックハウス)、建物共済、農機具共済の 6 つの保険事業を取り扱います。

## 広域化のメリットは？



「収支の安定」や「共済掛金の抑制」、「事業運営の効率化」が図れることなどです。

◇広域化することで保険対象区域が拡大し、保険の危険分散ができ、収支の安定を図ることができます。そのため、農家の皆さんに納めてもらう共済掛金の抑制にもつながります。

◇事業運営の効率化を図ることができ、経費を節減できます。

◇水稻や家畜の損害防止事業がより効果的にできるようになります。

## 不便にならない？



広域化に当たっては、朝来市と養父市の両市が緊密に連携し、地区担当職員の配置、広報活動を活発に行うことなどで、農家の皆さんとのつながりを大切にします。

## 損害評価はどうなるの？



地区損害評価員さんや共済連絡員(農事部長)さんは従来どおりです。

## 建物農機具共済は？



新たに「南但建物農機具共済推進協議会」を設置することになりますが、推進活動、補償内容などは従来どおりです。

■問い合わせ先 市役所農業共済課(朝来市建物農機具共済推進協議会) ☎ 672 - 5500